

主 題	<h2 style="text-align: center;">『死亡労働災害撲滅運動』を実施</h2> <p style="text-align: center;">～平成26年2月1日～同年4月30日まで～</p>
	<p>1 長崎労働局管内における死亡労働災害は、ここ10年、概ね17～20人で推移し、就業人口当たりの死亡者数が全国に比べ総じて高い水準にあり、当局版第12次労働災害防止計画（平成25年～29年の5カ年計画。以下、「12次防」という。）では、重篤度の高い労働災害の減少を優先課題と位置づけ、死亡者数の全体目標（前計画期間の死亡者総数80人を15%以上減少させ68人以下とする）の達成に向け昨年4月から継続的に取り組んでいたところです。</p> <p>2 しかし、昨年1年間で17人の死亡災害が発生しており、これは一昨年の10人を大幅に上回るものとなりました。加えて、本年1月に入って、既に2件（産業廃棄物処理業と製材業）の死亡災害が続発したことや昨年12月の建設現場一斉監督での違反率の悪化（46%から60%へ）等を考慮すると、死亡災害の多発が懸念されることから、このたび死亡災害の撲滅を期し、2月1日から4月30日までの3か月間、「死亡労働災害撲滅運動」を実施することとしたものです。</p> <p>3 産業労働の場で生命が脅かされたり、健康が損なわれることは、あってはなりません。長崎労働局としては、全ての関係者が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指すとともに、「死亡労働災害は絶対に起こさない」との強い決意をもって、長崎県下における死亡労働災害の撲滅を目指すため、「死亡労働災害撲滅宣言」（1月31日付）のもと、県内の労働災害防止団体や公共工事発注機関（地方自治体）等へ協力を求め、別添のパンフレット等や労働局ホームページ等を活用し周知啓発に努めます。</p> <p>また、各事業場においては、労働災害防止のための総点検を実施し、或いは、各級管理者による安全宣言を実施するなど創意工夫を凝らした取組を行うとともに、時節に対応した重点施策を実施して本運動を展開するよう協力を依頼します。</p> <p>※「死亡労働災害撲滅運動」パンフ添付</p>

死亡労働災害を撲滅しましょう！

期間 平成 26 年 2 月 1 日～4 月 30 日

〈事業主、そして労働者の皆様へ〉

▼死亡災害の現状

県内の死亡災害は、下表のとおり、ここ10年、17～20人で推移し、昨年も17人とその前年の10人を大きく上回っています。特に、ここ長崎は、就業人口当たりの死亡者数が全国に比べ総じて高い水準で推移(※)しており、当局版12次防では、重篤度の高い労働災害の減少を優先課題として位置づけ、死亡者数を5年合計で15%以上減少させることを目標としています。しかし、既に本年1月、2件の死亡災害が発生しており、その増加が懸念されます。

(※全国の死亡者数は、平成22年1195人、23年1024人であり、長崎県内の就業人口の割合が全国の約1%であることから、長崎の死亡者数は11.5人、9.8人との数値となるべきところ、長崎の水準は総じて高いと考えられる。)

▼死亡労働災害撲滅運動

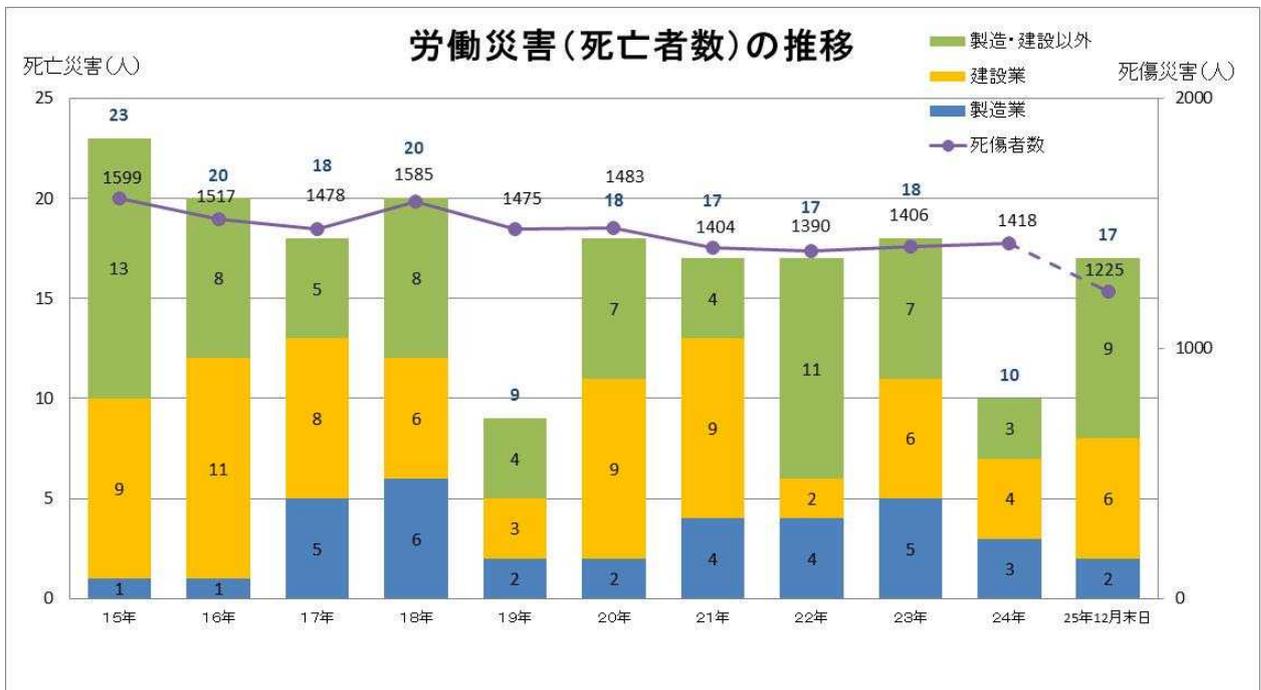
長崎労働局では、死亡労働災害の撲滅を宣言し(裏面)、4月末日まで「死亡労働災害撲滅運動」を展開しています。各事業場では、労働災害防止に向けた総点検の実施、各級管理者による「安全宣言」の実施など創意工夫を凝らした取組を実施するとともに、次の「月別重点実施事項」に留意し、年度を挟むこの時期における労働災害の防止に取り組みましょう。

2月 点検・清掃作業など非定常作業における作業態様の確認とマニュアルの策定・周知

3月 人事異動等に伴う安全衛生管理業務等にかかる所管事項とノウハウの確実な継承

4月 無資格者の排除等安全衛生管理にかかる体制再構築と

新規従事労働者に対する安全衛生教育の早期実施



「死亡労働災害撲滅宣言」

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、長崎労働局では、第12次となる「労働災害防止計画」(平成25年度～29年度の5カ年計画。以下、「12次防」という。)を策定し、本年度からこれを推進している。特に、ここ長崎は、就業人口当たりの死亡者数が全国に比べ総じて高い水準で推移していることから、12次防では、重篤度の高い労働災害の減少を優先課題として掲げ、死亡者数にかかる全体目標を前計画期間(80人)より15%以上、具体的には、平成25年から29年までの間の死亡者数を68人以下とする数値目標のもと、各種対策に取り組んでいるところである。しかし、1年目となる昨年の死亡者数は17人を数え、本年1月には既に2人が死亡するなど、死傷災害全体の減少に反して、死亡災害の多発が懸念されることから、死亡災害の撲滅を期し、明日2月1日から4月30日までの間、「死亡労働災害撲滅運動」を展開することとした。

「いかなる経済情勢下であっても、産業労働の場で生命が脅かされたり、健康が損なわれることはあってはならない。」ことは、自明の理である。

全ての関係者が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指すとともに、「死亡労働災害は絶対に起こさない」との強い決意をもって、長崎県下における死亡労働災害の撲滅を目指すことを、ここに宣言する。

平成26年1月31日 厚生労働省長崎労働局長 小鹿 昌也

〈安全宣言 例〉

平成 年 月 日

「安全宣言」

労働災害防止のため、私はこうします。

現場代理人 ○ ○ △ △

毎日、安全帯の使用状況を確認します。(具体的にわかりやすい表現で)

基本方針・重点目標

墜落・転落災害の防止

(会社や現場の安全衛生の基本方針等を記入します。)